

ジョージ・ガーシュイン（George Gershwin）が作曲した  
一部著作物の著作権の管理再開に関するQ&A

Q 1 主にどのような著作物が管理再開となりますか。

A オペラ「ポーギーとベス (PORGY AND BESS)」の構成曲でジャズ、ポップス、ロックなど幅広いジャンルで利用されている「サマータイム (SUMMERTIME)」や、「誰かが私を見つめている (SOMEONE TO WATCH OVER ME)」など、ジョージがアイラと共同で作曲したことを確認した337楽曲が管理再開となります。このうち、「サマータイム (SUMMERTIME)」など5つの楽曲については、歌詞についても管理再開となります。詳しくは、管理再開楽曲一覧をご確認ください。

Q 2 「ラプソディ・イン・ブルー (RAPSODY IN BLUE)」や「パリのアメリカ人 (AN AMERICAN IN PARIS)」は管理再開とならないのでしょうか。

A 「ラプソディ・イン・ブルー (RAPSODY IN BLUE)」や「パリのアメリカ人 (AN AMERICAN IN PARIS)」などの対象楽曲一覧にない器楽曲（インストゥルメンタル）は、アイラとの共同著作であるとの届け出や要請を受けておらず、管理再開の対象とはなりません。

ただし、F・グローフェによる編曲版の「ラプソディ・イン・ブルー (RAPSODY IN BLUE)」は引き続き管理対象です。また、映画・ミュージカルとしての「パリのアメリカ人 (AN AMERICAN IN PARIS)」には管理再開対象の楽曲が含まれていますので、ご注意ください。

Q 3 管理再開した著作物の保護期間はいつまでとなるのでしょうか。

A アイラの死後70年保護されます。アイラは1983年に死亡しましたので、保護期間は2053年12月31日までとなります（戦時加算が適用されない場合）。

Q 4 ジョージとアイラが共同で創作したことが判明したことで、なぜ管理が再開になるのでしょうか。

A 共同著作物の著作権保護期間は、最終に死亡した著作者の死後70年を経過するまでの間となるためです。

著作権法において共同著作物とは「二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないもの」（著作権法2条1項12号）とされています。また、共同著作物における保護期間は、最終に死亡した著作者の死後70年間を経過するまでの間となります（同法51条2項）。

今回、ジョージとアイラが歌詞・曲の両方において共同で創作したことを確認したため、作詞・作曲共に共同著作物として、最終に死亡したアイラの死亡年の翌年1月1日を起算日として、著作者の死後70年を経過するまでの間保護されることとなります。アイラは1983年に死亡し現在も保護期間中にあることから、管理を再開することになりました。

**Q5 管理再開となる楽曲は海外ではどのように管理されているのでしょうか。**

A 主要国では、歌詞・曲ともに著作権は存続しているとして、管理されています。なお、著作権は各国の著作権法によってそれぞれ独立して保護されるものと解され（ベルヌ条約5条1項）、その保護の範囲も各国の法令の定めるところによるものとされています（同条約5条2項）。

今回の管理再開は、日本の著作権法における共同著作物に当たるとの確認によるものですので、アメリカや欧州の取り扱いがその判断に影響を及ぼすものではありません。

**Q6 宣誓供述書では誰がどのような内容の証言をしていたのでしょうか。**

A ジョージとアイラの妹や知人、アイラの音楽秘書などの関係者5者が、ジョージとアイラの創作過程について証言しています。ジョージとアイラは、お互いに歌詞やメロディの提案を行い、時には書き直しを求めながら楽曲の創作に取り組んでいたことを証言しています。この宣誓供述書により、生涯を通じて常に共同して創作活動を行っていたことが明らかとなりました。

**Q7 管理再開後、管理再開対象の著作物を利用する場合、使用料の支払いが必要となりますか。**

A 2022年1月以降、管理再開対象の著作物を利用する場合は、使用料のお支払いが必要となります。2021年12月31日までの利用については、使用料のお支払いは不要です。

**Q8 コンサートやCD・配信など管理再開前に対象の楽曲を利用していた場合、遡って使用料の支払いが必要となりますか。**

A ASCAPとの合意により、管理再開前（2021年12月31日以前）の日本国内での利用については、遡って使用料のお支払いは不要です。2022年1月1日以降の利用から使用料のお支払いが必要になります。